

第5回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 7 月 20 日 (金) 午後 4 時 30 分～5 時 30 分
開催場所	日野市保健センター予防接種室
出席者	委員 11 名 (学識経験者 2 名、行政 2 名、身体障害者団体 2 名、関連市民団体 2 名、市民 3 名) サポート職員 7 名 事務局 9 名 (都市計画課 4 名、日野市交通アクセスを考える会 1 名、コンサルタント 3 名)
配布資料	次第 資料 1 建築物のユニバーサルデザイン化にかかわる「制度・手続き・体制」の課題 (+ 学習会配布資料)

1. 開会

資料等確認

2. 建築物のユニバーサルデザイン化に係わる日野市の課題と今後の方向について

)建築物のユニバーサルデザイン化にかかわる日野市の「制度・手続き・体制」の課題

)建築物のユニバーサルデザイン化にかかわる「条例の方向性」について

資料 1 に基づき、事務局より説明

< 質疑応答 >

(委員) 本日、市民会館で老人の福祉大会があり出席したが、その際、女子トイレに洋式が 1 つしかないのが高齢者にとっては大変という意見があった。このようなことは (条例に) 関係するのか。

(委員長) 広くは関連するだろう。全体にまたがるものだと思う。

(建築指導課) 新バリアフリー法ではだれでもトイレということで、増築・改築の場合は直すことになっている。しかしながら、市民会館は今のところ、その予定はない。

・今後の中心的な課題: 手続き的な観点からいかにシンプルにするか; どこまで条例化するか

(委員長) 日野市には、国の法律 (建築物バリアフリー条例)、東京都の条例 (東京都福祉のまちづくり条例)、日野市独自の要綱 (日野市福祉環境整備要綱)、そして日野市まちづくり条例がある。こういった中で、この要綱をどうするのか、ということが課題となる (例えば、要綱を条例化して強化するのか、等)

(委員) 昭和 63 年に制定された日野市の要綱は、先進的な自治体がまず何か始めようとしてつくったものの 1 つであり、既に時代の遺物になりつつある。要綱は非常に広い範囲をカバーしており、全て条例化するのは厳しいと思う。ただし、その一方で条例だからといって、対象や基準を下げるのは、例え要綱が守られないとしても引っかかるものがある。

(委員長) 手続き的な観点からいかにシンプルにするか、どこまで条例化するか(対象の面積等)が今後1~2ヶ月の議論の課題となる。

(副委員長)(学習会資料2(制度別対象施設と建築数))0㎡近辺に基準が設定されている建物につき、改善して欲しいという声を具体的に知りたい。

(事務局)了解

・本当に実施するよう、行政が「指導」するためには、要綱では困難

(委員)共同住宅における要綱の規定は、都は共用部分のみであるが、日野市としては要綱で何を求めているのか。

(生活福祉課)アプローチから個別の玄関までである。

(委員長)第1にアプローチ、第2に玄関まわり、第3にスロープや傾斜路。

(委員)届出されているが、実際に日野市のアパートを見る限りでは、バリアフリー化が進んでいるようには思えない。

(委員)届出は行うが、実際にそのようにする必要はないという理解でよろしいか。

(生活福祉課)やってなくても何も言うことができない。

(委員長)やってなければ、何度も指導するのが「指導」。『言いつばなし』から本当の「指導」を行うようにするには、要綱ではダメということだろう。いずれにせよ、行政が腹をすえることが重要で、そのためには条例でないと無理ということ。

・対象をどこまでにするのが議論することが必要で、その上で要綱か、条例か検討

(生活福祉課)1,500㎡未満の場合、届出だけで良いことになっている。著しく悪いところがないければ、細かいところまで言うことができないのが現実。

(委員長)ニーズがどのくらいあるのかとクロスしている。障害をお持ちの方がアパートに入ろうとするとバリアだらけで入ることができない。従って、どのくらいまでの面積まで行う必要があるのか、議論する必要がある。その上で、要綱にするか、条例にするか、検討することになる。

・同じスタートラインに立つことができる環境が重要

(生活福祉課)身障者、高齢者、妊産婦については段差対策が中心となる。

(委員長)高齢者は人数が多い一方で、身障者は人数が限られているから必要ない、ということではいけない(人数の問題ではない)。アメリカのADA(Americans with Disabilities Act of 1990 アメリカ障害者法)という法律では、まずは同じスタートラインにたつことができる環境にすることが必要とされている。機会を提供することに意味がある。一定の基準だけでやるのかも含めて、議論していく必要もあるだろう。

・現在の要綱のラインをそのまま条例化する一方で、整備基準を緩和し、実効性は高めるという考

え方もあり

- (福祉部部长) 要綱から条例にする際に、色々考えることがある： 現状をどう説明するか； 全てを条例化する事に対する不安； 要綱としての基準を緩和する際の説明をどうするか。市として、条例の運用において、体制を含めて腰をすえて取り組む必要があると思っている。(に関連して) 仮に基準を右側にシフトした場合、それに対するフォローが必要。また現状への対応のための仕組みをきちんと考える必要がある。
- (委員長) 緑のラインをそのまま条例化するということもあるが、実効性を伴った条例にするためにはある部分は右側にするということもありえるのではないかな。
- (委員) 条例化することで緑のラインが右側へいくということは、これまでの要綱を捨ててしまうようでもったいない気がする。その一方で、要綱は強制力が低いという事実がある。物販店及び飲食店を入れることが第1のポイント。現在の緑のラインは全て条例化するが、その一方で整備基準(レベル)を緩和するということではどうか。

・条例の枠組み(都の条例+ 及び日野市独自の項目を含む)の案の案を次回までに用意

- (委員長) コンビニは要綱ではカバーしていないが、条例ではカバーする(段差をなくすといった程度)。百貨店、共同住宅、飲食店は重点的にどうするか考える。また、現在、線がひかれていない建築物(自動車の停留または駐車のための施設、公衆便所、複合施設)をどうするのかという課題もある。
- アプローチとしては2つある： 都よりプラス で考える； 百貨店や共同住宅等、市民が大勢集うところを重点的にBF化し、日野市の特色となるものを考える。市から案の案を出して頂きたい。
- (事務局) 了解。

・条例化を進める一方で、カバーできない点については助成制度等によって市がフォローしていくことが不可欠

- (委員) 共同住宅のアプローチについて、障害者が住宅を持つ際はかなり苦労する(まず玄関に行けない)。市から補助金を出してもらい、改造することは可能だが、アプローチするためには大家に協力を頼む必要があり、これが現実的に難しい。大型のアパートはそもそも家賃が高い。届出を行えば良い、というものではなく、同じスタートラインに立てるようにして欲しい。
- (委員長) 障害者も使える共同住宅ということを考える場合、要綱や条例だけでなく、改造の補助や助成も合わせて考えるべきだろう。また公共賃貸住宅についても考える必要があるが、日野市では今どのくらいあるのか。
- (福祉部部长) シルバーピアは車椅子対応可能。市営住宅は一部だけバリアフリー対応となっている。
- (委員長) 公共住宅で賄えない場合どうするのが問題であり、民間の場合は改造の補助が必要ではないか。マネジメントをある程度は行う一方で、条例を強化していくとい

うことだろう。

(福祉部長) 条例でカバーできないところのフォローも検討する(公が民との間に入る形で)。

・(要綱を条例化する場合には)目標は低く下げずに、段階を踏んでユニバーサルデザイン化を進めるためのシステムの確立が必要

・次回は、条例の枠組み及び個別内容について議論を行う

(委員) 目標は低く下げるべきでないと思う。すべて実現させるという姿勢で行くべきで、「～年度までに～を達成する」と段階を踏む必要がある。従って、条例を見直しする場を予め設定しておくという方法もあるのではないか。

(委員長) 志を高く持って欲しいということ。次回以降のポイントとしては、共同住宅(都は2,000㎡以上 日野市は0㎡)と物販店が考えられる。

(委員) 共同住宅については、現状復帰の問題がある。技術的な問題とともに、資金的な問題(再改修に必要な費用)があり、これに助成制度があると助かる。財産権の問題もあるかもしれないが、日野市でアパートを建設する場合は、改造は受け入れると決めてしまうという手もある。

(委員長) 条例の入り口で、条件を入れておくというアイデアもあるだろう。以上をまとめると、条例をつくるにあたっては、百貨店や共同住宅を中心に実態と比較してどうするのか考える必要がある。共同住宅については改造と現状復帰を他の助成制度等とどう組み合わせるか検討することが重要。要綱から条例にする際はあまり志を低くしない方向で考える。次回は、条例の枠組みを提示して頂き、個別内容について議論を行うこととし、2回目、3回目で絞っていくことになる。

3. 事務連絡

次回日程については、郵送で通知

4. 閉会

以上